



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

**福岡県青色申告会連合会**

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 福岡県持続化緊急支援金 申請期限は6/30(火)までです!

先月の青色だよりには、国の持続化給付金という制度について掲載しましたが、今回は福岡県独自の「福岡県持続化緊急支援金」という制度について掲載します。申請期限が今月末までとなっておりますので、対象となる方は申請もれのないようご注意ください。(法人向け・個人向けと種類がありますが、今回は個人事業主向けのもののみ記載しております。)

### 制度の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受けた事業者に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使用できる支援金を給付

### 要件

- ・2020年1月以降、申請する月の前月までの期間(対象期間)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること
- ・対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと
- ・国の「持続化給付金」を申請していないこと

### 給付額

「2019年の総売上一(前年同月比30%以上50%未満減少した月の売上)×12か月」で計算される減少額 **ただし上限25万円**

### 申請期限

2020年6月30日まで

### 必要書類

- ① 令和元年分確定申告書・決算書の控え
- ② 2020年1月～申請月の前月までの各月の売上台帳(売上がわかる書類)
- ③ 通帳の写し(銀行コード・支店コード・口座種類・口座番号・口座名義がわかるもの)
- ④ 本人確認書類

※2019年1月～12月に開業した方は別途開業届が必要です。

### 申請方法

Web申請が基本となります。URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinkyushienkin.html>

Webからの申請が困難な方のため申請窓口もありますが、完全予約制となっております。

(予約問い合わせ先0570-094894)

前回紹介した国の「持続化給付金」は売上が前年同月比50%以上減少した方が対象でしたが、今回の「福岡県持続化緊急支援金」は、30%以上50%未満減少した方が対象なので「持続化給付金」は要件が当てはまらなかった…と思った方も、こちらの申請はできる可能性があります。期限が迫っておりますので、申請をお考えの方はおはやめにお手続きください。



## 第2回(令和2年度)福岡中央青色申告会定時総会が開催されました

5月22日に第2回となる(一社)福岡中央青色申告会の定時総会が、福岡県中小企業振興センターにて開催されました。

今回は新型コロナウイルスの影響で最小限での開催となりましたが、第2期の事業・決算報告及び次期の事業計画・予算の承認・役員改選が行われ、議決事項はすべて原案通り承認されました。

昨今の状況の中での開催でしたので、本来でしたら会員の皆さまにご出席いただき執り行うべきところ、書面での議決権の行使にご協力いただき誠にありがとうございました。

# 令和2年分所得税の予定納税があります。減額申請もできます。

## 令和2年分所得税の予定納税

令和元年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(金)に令和2年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

## 予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合、災害にあった場合や、業績不振などのため、令和2年分の所得税の見込税額が令和元年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、令和2年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

## 減額申請書の提出期限は年2回

### (1) 7月減額申請

令和2年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日(水)までに税務署に提出しなければなりません。

### (2) 11月減額申請

令和2年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月16日(月)までに税務署に提出しなければなりません。

## 予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、令和2年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(令和2年分は年1.6%)をつけて返金してくれます。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。

※コロナウイルス感染症の影響で5/16以後に申告した方などは、期日等異なる場合がございます。

# 専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。

(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は7月10日(金)です。※詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

## 源泉所得税納付事務相談会 (各自ご自分で作成されたものをご確認ください)

会場	青色申告会 会議室 (パソコン教室)
日程	6月26日(金)～7月9日(木) (ただし土曜・日曜は除く) 10時～12時 13時～16時
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収簿 (月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額)</li> <li>扶養控除等申告書 (従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日)</li> <li>税務署から送られてきた納付書 (ピンク色で印刷された複写式用紙)</li> </ul>
手数料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。※ 代行依頼の場合は、2,200円 (一事業所) になります。

## 法律相談日

弁護士の橋先生による無料相談

6月19日(金) 16時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までご確認ください。

## 6月29日(月)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、6月15日(月)までに、ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内にございます口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金下さいませようお願い申し上げます。

今月の行事予定	行事予定日	行事内容
	6月18日(木) 7月6日(月)	税務相談日 ※税理士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月19日(金)	法律相談日 ※弁護士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月24日(水)	協同組合PCサポートセンター 定時総会
	6月29日(月)	当会会費口座振替日
	6月26日(金)～ 7月9日(木)の平日	源泉税納付事務指導会 ※詳細は別紙をご覧ください
	7月10日(金)	源泉所得税 (半年に一回の納期特例者) の納付期限

# ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aairo-f.com HP: http://aairo-f.com/

Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176

当会発信専用番号: 070-5416-5221

## 編集後記

当会でも緊急事態宣言の間は、交代制でテレワークを行いました。やっぱり普通に会社に出て働く方が合っているなあ…と個人的には感じました。そして、こういう時期こそ会員の皆さまとの繋がりを大切にしていきたいなと思います。